

岩手県監査委員告示第36号

行政監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第26号）により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年7月2日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査テーマ

「タクシー券の利用状況について」

2 監査委員告示

平成22年4月6日付け岩手県監査委員告示第26号

3 岩手県知事からの措置結果通知の受理日

平成22年6月14日

4 措置結果の内容

監査意見	措置を講じた事項
<p>1 共通の使用規程の策定について</p> <p>管財課では、タクシー券の使用基準を定めているが、事業実施上の都合から独自契約を行っている公所等があり、ほとんどの公所において特に使用要領を定めていない。それらの公所にあっては、タクシー券の発行基準が個々別々となっており、発行基準の透明性や不適切な利用を防止する観点からも、全庁で共通の使用規程を定め使用基準を明確化する必要がある。</p>	<p>共通の使用規程の策定については、全庁で共通する使用規程となる「タクシー借上げに係るガイドライン」を平成22年5月24日に策定し、全庁に通知した。</p> <p>発行手続及び未利用タクシー券の返却については、当該ガイドライン策定の通知と併せ、適正な使用と管理等について周知を徹底した。</p>
<p>2 発行手続について</p> <p>タクシー券発行簿を作成していない公所や、作成していてもタクシー券発行時の記載や、廃棄の記録が十分でない公所があることから、発行簿から誰がタクシー券を保有しているかが特定できない状況にある。</p> <p>したがって、誰がタクシー券を保有し使用したか特定できるようにするため、発行簿の記録を徹底する必要がある。</p>	<p>県外事務所における日額旅費については、平成22年3月31日付けで「日額旅費支給規程」の一部を改正し、平成22年4月1日から県外事務所に勤務する職員に対する日額旅費を廃止した。</p>
<p>3 未利用タクシー券の返却について</p> <p>事前に交付を受けたタクシー券を当該年度中に使用せず、年度を超えて使用していたものがあつた。使用しないまま長期に保有し続けることは亡失のおそれがあり、使用しなかったものは返却を求める必要がある。</p>	
<p>4 県外事務所における日額旅費との関係について</p> <p>タクシー利用した場合の日額旅費の支給方法について、普通旅行における全行程公用車等利用した場合の現地経費との均衡上検討を行う必要がある。</p>	